

5 2年判断条件の論理演算式での表現

5 2年判断条件

- 1 感覚障害があり、かつ、運動障害が認められること。
- 2 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、平衡機能障害あるいは両側性の求心性視野狭窄が認められること。
- 3 感覚障害があり、両側性の求心性視野狭窄が認められ、かつ、中枢性障害を示す他の眼科または耳鼻科の症候が認められること。
- 4 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、その他の症候の組み合わせがあることから、有機水銀の影響によるものと判断される場合であること。

症状の対応（判断基準：論理演算式）（審査会データへの適用の場合）

感覚障害：四肢末梢性の知覚障害

運動失調：（アジアドコキネーシス or 指鼻試験）and（膝踵試験 or 歩行障害）

平衡機能障害：Opt-kinetic pattern 陽性

両側性の求心性視野狭窄：視野狭窄

中枢性障害を示す他の眼科または耳鼻科の症候：

（追従性眼球運動障害 or 衝動性眼球運動障害）

or（閾値低下 and（聴力疲労 or 聴力障害））

論理演算式

1

四肢末梢性の知覚障害 and ((アジアドコキネーシス or 指鼻試験) and ((膝踵試験 or 歩行障害)))

2

四肢末梢性の知覚障害 and ((アジアドコキネーシス or 指鼻試験) or(膝踵試験 or 歩行障害) and (Opt-kinetic pattern 陽性 or 視野狭窄))

3

四肢末梢性の知覚障害 and 視野狭窄 and((追従性眼球運動障害 or 衝動性眼球運動障害) or(閾値低下 and (聴力疲労 or 聴力障害)))

4

省略